

24 教学高第 208 号

平成 24 年 4 月 27 日

各都立高等学校長
各都立中等教育学校長
各都立中学校長

} 殿

都立学校教育部高等学校教育課長

藤 本 龍 夫

(公印省略)

都立学校における休日の防犯対策について (通知)

学校における防犯対策について日頃から取り組んでいただいているところですが、平成 23 年度、都立高校において、生徒の制服等が休日の部活動中に更衣室等から盗まれる事件が多発しており、一部については報道されるようになっております。

また、今年度においても、あらたに同様の事件が発生しております。

各都立学校におきましては、同様の事件の発生を未然に防ぐために、過去の盗難事件を教訓にした下記の注意事項を参考に、防犯体制の整備をお願いいたします。

特に、連休期間中におきましては、より一層の注意喚起していただけるようお願いいたします。

記

1 不審者の侵入防止

休日には登校者が少なく比較的容易に学校に侵入することができることから、各学校においては、校門の施錠等、不審者の侵入を防止するための管理体制を整備する。

観点	対策
校門の施錠	教職員、生徒及び来校者が使用する校門を 1 箇所限定し、それ以外の門は、必要がある場合を除き、原則施錠する。
注意表示の掲示	全ての校門に「関係者以外立入禁止」等の注意表示を掲示する。

2 盗難防止

報告のあった盗難事件は、休日で人の目が少ないという状況の下で発生しており、更衣室が未施錠であったことや、生徒の私物管理が不十分だったことが犯行を容易にしたと考えられる。各学校においては、私物管理の徹底等、休日における盗難防止対策をあらためて確認する。

観点	対策
私物管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り金品類は学校に持ち込まない。やむを得ず金品類を学校に持ち込む場合は教員が預かる。 私物は鍵のかかる個人ロッカー等で保管する。更衣室周辺にロッカー保管についての注意喚起を掲示する。 ロッカー等に施錠保管できない場合には、私物を活動場所に持ち込むように、生徒に指導徹底する。

更衣室ロッカーの活用	私物は更衣室内の鍵のかかるロッカーで保管する。南京錠やダイヤル錠を活用し、ロッカーの施錠を徹底する。
------------	--

更衣室の施錠	更衣室が無人になる場合には、南京錠やダイヤル錠を活用し、必ず施錠する。
--------	-------------------------------------

3 盗難発生時の対応

- (1) 盗難が発生した場合には、速やかに警察への届出を行い、必要な措置を講じる。
- (2) 管理職は、「事故発生報告等事務処理要綱」に基づき、速やかに第1報を所管の学校経営支援センターに報告する。

【担当】

都立学校教育部高等学校教育課管理係 高橋 志田

連絡先：03-5320-6743（直通）